

第八十四回国会
衆議院
地方行政委員会
議 録 第 十 号

昭和五十三年四月七日(金曜日)

午前十四時四十二分開議

出席委員

委員長 木村武千代君

理事 大西 正男君

理事 中村 弘海君

理事 小川 省吾君

理事 山本 二郎君

相沢 英之君

谷 洋一君

西田 司君

加藤 万吉君

新村 勝雄君

榎藤 恒夫君

中井 治君

川合 武君

理事 高村 坂彦君

理事 中山 利生君

理事 佐藤 敬治君

井上 裕君

中村喜四郎君

与謝野 馨君

北山 愛郎君

水田 稔君

齋藤 実君

三谷 秀治君

出席國務大臣

自治 大臣 加藤 武徳君

國家公安委員會 委員長 加藤 武徳君

出席府政委員

警察庁長官 浅沼清太郎君

警察庁長官官房 長 山田 英雄君

警察庁交通局長 杉原 正君

自治省行政局長 塩田 章君

委員外の出席者

議 員 佐藤 敬治君

地方行政委員会 調査室長 日原 正雄君

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六二号)

昭和四十二年四月以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)

地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に關する法律案(細谷治嘉君外六名提出、衆法第四号)

○木村委員長 これより會議を開きます。

内閣提出に係る道路交通法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。加藤國務大臣。

道路交通法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○加藤國務大臣 ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における道路交通の實情にかんがみ、交通事故を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資するため、身体障害者の通行の保護及び自転車の通行の安全の確保に關する規定を整備し、自動二輪車等の運転者の遵守事項に關する規定を整備し、その他交通方法に關する規定を合理化するとともに、副安全運転管理者の設置等安全運転管理の強化に關する規定を整備し、行政処分制度に關する規定を整備し、その他運転者対策の推進を図ること等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、交通事故の防止等を図るための規定の整備であります。

その一は、身体障害者の通行を保護するための規定の整備であります。これは、目が見えない者は盲導犬を連れて道路を通行することができることとすること、身体障害者用の車いすが通行している場合において、車両等の運転者はその通行を妨げないようにしなければならないこととすること等をその内容としております。

その二は、自転車の通行の安全を確保するための規定の整備であります。これは、自転車の定義を設けるほか、自転車の交通方法の特例について新たに節を設けて関係規定を整備すること、自転車は自転車横断帯により道路を横断または通行しなければならないこととし、自転車横断帯を通行している自転車の保護について規定を整備すること、歩道等を通行することができる自転車の大きさ等を定め、歩道を通行する場合における自転車の通行方法について規定を整備すること、自転車の運転者は、制動装置または反射器材を備えていない自転車を運転してはならないこととすること等がその内容であります。

その三は、自動二輪車の運転者等の遵守事項に關する規定の整備であります。これは、自動二輪車の運転者は所定の乗車用ヘルメットをかぶって運転しなければならないこととすること、原動機付自転車の運転者は所定の乗車用ヘルメットをかぶって運転するように努めなければならないこととすること、自動車等の運転者は二台以上の自動車等を連ねて通行させ、または並進させる場合において共同して、著しく道路における交通の危険を生じさせる行為等をしてはならないこととすること等をその内容としております。

その四は、高速自動車国道等における運転者の遵守事項に關する規定の整備であります。これは、自動車の運転者は高速自動車国道等において自動車を運転しようとするときは燃料の量、貨物の状態等を点検し、必要な措置を講じなければならないこととすること、故障等により本線車道等において運転することができなくなったときの措置に關して規定を整備すること等をその内容としております。

第二は、運転者対策の推進を図るための規定の整備であります。

その一は、安全運転管理の強化を図るための規定の整備であります。これは、車両等の使用者は運転者等に対し、安全運転に關する事項を遵守させるように努めなければならないこととすること、自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため副安全運転管理者を選任しなければならないこととすること、公安委員会は、安全運転管理者を選任している自動車の使用者等に対し報告または資料の提出を命ずることができることとすること、自動車の使用者等が積載制限違反等の違反行為を命ずる場合は、当該自動車の使用者がその違反行為をしたときは、当該自動車の使用者に対してその違反に係る自動車の使用の制限を命ずることができるとし、この命令の実施に關して所要の規定を整備すること等をその内容としております。

その二は、運転免許制度に關する規定等の整備であります。これは、緊急自動車等一定の自動車を運転することができ者の資格の制限について規定を整備すること、仮免許の有効期間を三ヶ月から六ヶ月に延長すること、運転免許の行政処分を現に受けている者は国際運転免許証で自動車等を運転することができないこととすること等をその内容であります。

その三は、行政処分制度に關する規定の整備であります。これは、道路運送車両法第五十八条第一項の規定等に違反した者に対する運転免許の行政処分について規定を整備すること、運転者が

交通事故を起こした場合において警察署長が運転免許の仮停止等の処分を行うことができる事項について規定を整備すること等がその内容であります。

その四は、副安全運転管理者に対する講習及び公安委員会の行う車両等の運転者に対する講習に関する規定を整備であります。

その五は、運転免許試験手数料等についてその限度額を引き上げることとするのであります。

その六は、罰則及び交通反則通告制度に関する規定を整備であります。これは、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した者に対する罰則を引き上げるとともに、その運転者を非反則者として、高速自動車国道等における自動二輪車の二人乗り行為を反則行為とすること等をその内容としております。

なお、この法律は、改正点が多く改正内容の周知徹底等に相当の日数を要するものと考えられますので、昭和五十三年十二月一日から施行することとしております。ただ、緊急自動車等一定の自動車を運転することができ者の資格の制限に関する規定は、昭和五十四年四月一日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願いいたします次第であります。

○木村委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き本案について補足説明を聴取いたします。浅沼警察庁長官。

○浅沼警察庁長官 道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、その要点を補足して御説明いたします。

第一は、交通事故の防止等を図るための規定の整備についてであります。

その一は、身体障害者の通行を保護するための規定の整備についてであります。

身体障害者が安心して通行できるようにするため、この法律案におきましては、目が見えない者が盲導犬を連れて道路を通行することができるようになるほか、身体障害者用の車いすが通行しているとき、または目が見えない者が盲導犬を連れて通行しているときは、車両等は一時停止または徐行してその通行を妨げないようにしなければならぬことを新たに規定することとしております。

その二は、自転車の通行の安全を確保するための規定の整備についてであります。

まず、新たに自転車に定義に関する規定を設けるとともに、自転車の交通方法の特例について節を設けることにより、自転車に関する規定の体系化を図ることとしております。

次に、現行法におきましては、二輪の自転車以外の自転車は歩道等を通行することができないとされておりましたのを、三輪の自転車についても同様の措置を認めるとともに、他方、歩道を通行することのできる自転車は普通自転車と称することとし、新たに車体の大きさ等について制限を加えることとしております。

また、従来歩道を通行する場合の自転車の通行区分等が定められていなかったこと等にかんがみまして、新たに、普通自転車は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、また、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければならぬこととしております。

その三は、自動二輪車の運転者等の遵守事項に関する規定の整備についてであります。

まず、現行法におきましては、一定の道路の区間においてのみ、自動二輪車の運転者及び同乗者の乗車用ヘルメットの着用義務が課せられておりましたのを、すべての道路においてこの義務を課す

こととし、また、原動機付自転車の運転者に対しても、乗車用ヘルメットの着用の努力義務を課することとしております。

次に、暴走族についてありますが、取り締まりの強化等各種施策の推進にもかかわらず、暴走族による不法行為が多発していることは御承知のとおりであります。そこで、二人以上の自動車等の運転者が二台以上の自動車等を連ねて通行させる場合等において、共同して、著しく道路における交通の危険を生じさせる行為等をしてはならないこととして、暴走族の不法行為を排除しようとするものであります。

その四は、高速自動車国道または自動車専用道路における自動車の運転者の遵守事項に関する規定の整備についてであります。

まず、新たに、高速自動車国道等において自動車を運転しようとする者に対し、燃料の量、貨物の積載の状態等についての点検義務を課することとし、この義務に違反して燃料の不足等により本線車道等において自動車を運転することができなくなつたとき、または貨物を転落させたとき等には処罰することができることとしております。

また、故障その他の理由により本線車道等において運転することができなくなった場合において、自動車停止していることを一定の方法により明瞭に表示しなければならぬこととしております。

その五は、違法駐車車両の移動等に要する費用の徴収限度額の引き上げ等についてであります。が、移動等に係るものについては五千円から一万円に引き上げ、保管に係るものについては一日当たり三千円から一時間当たり五百円に改めようとするものであります。

第二は、運転者対策の推進を図るための規定の整備についてであります。

その一は、安全運転管理の強化を図るための規定の整備についてであります。運転免許取得者の増加に伴い、安全運転管理の役割がますます大きくなっていることにかんがみ、この法律案にお

いては、まず、車両等の使用者は運転者に対し安全運転に関する事項を遵守させるように努めるとともに、安全運転管理者の業務を補助させるため副安全運転管理者を選任しなければならないこととし、その他、安全運転管理者等の解任理由等について規定を整備することとしております。

次に、新たに、自動車の使用者等が運転者に対して最高速度違反等の違反行為を命令または容認してはならないこととし、また、自動車の使用者等が積載制限違反等の違反行為を命令または容認し、それによって運転者がその違反行為をした場合において、公安委員会は、六カ月を超えない範囲内でその違反に係る自動車の使用の制限をすることができるとしてあります。

その二は、運転免許制度に関する規定の整備についてであります。

まず、一定の自動車の運転者は、その自動車の種類に依り、免許を受けていた期間が一定の年数に達していなければその自動車を運転することができないこととしてありますが、当面、緊急自動車をその対象としたいと考えております。

次に、現行法においては、国際運転免許証を所持している者は、運転免許の行政処分を受けている場合であっても、本邦で一年間自動車運転をすることができるとなっておりますが、これを禁止することにいたしております。

その三は、行政処分制度に関する規定の整備についてであります。

まず、いわゆる無車検もしくは無保険の自動車等を運転したとき、または道路を車庫として使用し、もしくは長時間自動車道路に駐車させたときは、運転免許の行政処分ができることとしております。

次に、麻薬、覚せい剤等の影響により正常な運転ができない状態で自動車等を運転した場合は、負傷に係る交通事故を起こしたときにおいても、運転免許の仮停止ができることとするほか、無免許運転または無資格運転をした場合において交通事故を起こしたときの運転免許の仮停止等について

ても同様の規定の整備をすることとしております。

その四は、公安委員会の行う講習に関する規定の整備についてであります。公安委員会は、副安全運転管理者に対する講習を行うほか、車両の運転に関する技能及び知識の向上を図るための講習を行うように努めなければならないこととしようとするものであります。

その五は、運転免許試験手数料等の限度額の引き上げについてであります。運転免許試験手数料については五百円から三千円に、講習手数料については五百円から千円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

その六は、罰則及び交通反則通告制度に関する規定の整備についてであります。

麻薬、覚せい剤等の影響により正常な運転ができないうちの状態である車両等を運転する事案が増大しております。その道路交通に与える危険性は高く、酒酔い運転と何ら変わるところはありませんので、麻薬等の影響による無謀運転の罰則の懲役刑の長期を六月から二年に引き上げ酒酔い運転の罰則の懲役刑の長期と同一にしようとするものであります。その他、反則者及び反則行為の範囲について必要な規定の整備をすることとしております。

以上が道路交通法の一部を改正する法律案の主要な内容であります。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

○木村委員長 次に、内閣提出に係る昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。加藤自治大臣。

一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○加藤国務大臣 ただいま議題となりました昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、恩給年額の増額を図るため、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御審議を願っております。地方公務員共済組合の退職年金等の額の改定につきましては恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、寡婦加算の額の引き上げ、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引き上げを図る等の措置を講ずるとともに、地方議会議員に係る退職年金等の増額改定措置及び地方団体関係団体の職員に係る年金制度等について地方公務員共済組合制度の改正に準ずる措置を講ずる必要がございます。以上がこの法律案を提出いたしました理由でございます。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、地方公務員共済組合制度の改正に関する事項のうち恩給制度の改正に伴うものについてでございます。

その一は、恩給年額の増額の措置に準じ、地方公務員共済組合が支給する退職年金等の額について増額することとしております。すなわち、その額を、昭和五十三年四月分から約七%増額する措置を講ずるとともに、昭和五十一年度の退職者のうち同年度中に改正が行われた給与条列等の給料に関する規定の適用を受けずに退職したものに係る年金額の改定についての特例措置を講ずることとしております。

その二は、恩給における最低保障額の引き上げに伴い、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げる措置を講ずることとしております。

ます。

その三は、恩給における増加恩給の増額及び公務扶助料の最低保障額の引き上げに伴い、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げる措置を講ずることとしております。

その四は、恩給における老齢者等に対する普通恩給等の算出率の特例措置の改善に伴い、年金条例職員期間等を有する七十歳以上の老齢者等に係る退職年金、廃疾年金及び遺族年金の算出率の特例について改善措置を講ずることとしております。

第二は、その他の地方公務員共済組合制度の改正に関する事項でございます。

その一は、遺族年金に係る寡婦加算の額を引き上げることとしております。

その二は、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額を三十八万円に引き上げることとしております。

第三は、その他の制度の改正に関する事項でございます。すなわち、地方議会議員共済会が支給する退職年金等について、年金額の改定に關し所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体の職員の年金制度等について、地方公務員共済組合制度における措置に準じて所要の措置を講ずることとしております。

以上が、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の改定等に関する法律案の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○木村委員長 以上で提案理由の説明は終わります。

○木村委員長 次に、細谷治嘉君外六名提出に係る地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を

聴取いたします。佐藤敬治君。

地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○佐藤敬治議員 ただいま議題となりました地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に関する法律案につきまして日本社会党を代表し、提案理由及び概要を御説明申し上げます。

わが国の完全失業者は、昭和五十年に百万人を超えて以来、本年一月には百二十六万人にも達し、国民に深刻な雇用失業不安を与えており、政府にとってこうした不安を解消することは本年最大の緊急課題と言わなければならない。

しかしながら政府・自民党の雇用失業対策には、失業統計のあり方に始まって具体的政策の実施に至るまで多くの問題があると申し上げなければなりません。

すなわちその一つは、失業統計のあり方の問題であります。一週間に一時間以上働き、賃金を得た者を除外していることから明らかなように、わが国の失業統計の算出方法は、失業者の実態を数的にも地域的にも的確に把握していないのであります。これでは失業者の実態に即した十分な雇用失業対策を講ずることはできません。

二つには、失業者の年齢別、性別及び地域別分布とそれに対応した政策の問題であります。わが国の失業者は、全国的には婦人労働者と中年男子労働者により多く集中するとともに沖縄県等特定地域においては全階層にわたって多発しております。したがって、地域別、年齢別、性別等失業者の社会的構成に対応したきめ細かな雇用失業対策の確立こそいま最も強く求められているのであります。

最後は、政府・自民党の経済財政政策の問題で

あります。円高不況とも言える今日の経済危機は、わが国経済体制の構造的矛盾に由来するものである以上、基本的には民間設備投資の拡大を以てこととする旧来の景気政策から脱却して、福祉中心の経済への移行を図る必要があります。にもかかわらず政府・自民党は、膨大な国債発行をもって日本列島改造型予算の再現を図り、これに地方財政を動員して景気浮揚を図ろうとしております。こうした景気政策の行き着く先は、部分的かつ一時的景気回復はあっても結局は、地域経済と住民生活の不均衡と格差を拡大し、雇用失業対策には何ら役立たないことは明らかであります。

こうした立場からわが党は、今日の失業者の実態に即した緊急雇用・失業対策は、自治体における雇用創出プランの推進であることを主張してきたわけであります。数年前、西ドイツで実施されたこの種の事例を挙げるまでもなく、大型公共投資に対する地方財政の下請化を排し、義務教育施設の改善、公民館、図書館、単独の下水道事業の拡大、ポタ山処理、医療・福祉施設の拡充など地域の実情に沿った生活福祉関連事業や土地調査等各種自治体の基本的統計事務の充実を中心とした臨時雇用創出事務を推進するならば十分な雇用効果が期待できるのであります。

ちなみに申し上げれば、わが党が昨年自治体の雇用創出プランを発表して以来、これまで多くの自治体から「十分な財源を保障してくれるならば、雇用創出事業は山積している」との声が多く寄せられております。

これが本法律案を提案した理由であります。次にその概要を御説明申し上げます。

第一に、本法律は、多数の失業者が発生し、雇用の機会が著しく減少している状況にかんがみ、自治体の臨時雇用創出事業を促進し、もって住民の雇用の安定を図るため、自治体に対し、臨時雇用創出交付金を交付することとしたしております。

第二に、この臨時雇用創出交付金は、昭和五十三年度から昭和五十五年までの三年間とし、各

年度都道府県にあっては、人口一人につき千円とし、かつ当該都道府県の失業の状況を考慮して加算し交付するものとしております。また各市町村においては人口一人につき三千円を交付することとしたしております。

第三に、臨時雇用創出交付金は、自治体が雇用の創出のため臨時に行う事務事業に要する費用に充てるものとしてその使途目的を限定いたしております。

第四に、自治体は、毎年度、議会の議決を経て臨時雇用創出事業計画を策定し、自治大臣に提出するものとしております。

第五に、この臨時雇用創出計画の策定に当たって自治体は、臨時雇用創出事業に関する重要事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、労働団体及び経済団体の代表並びに学識経験者で構成する臨時雇用創出推進協議会を設置することとしたしております。

以上が本法律案の提案理由及び概要であります。最後にこの自治体における臨時雇用創出事務の事業の進捗によって、市町村人口のおおむね〇・一％が臨時的に直接雇用されるとともに事業の発注に伴う波及効果も十分期待され、およそ二十万人の雇用増が見込まれることを申し上げておきたいと存じます。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○木村委員長 以上で本案の提案理由の説明は終わりました。

○木村委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選、出頭日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来る十一日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十一分散会

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法(昭和三十一年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「横断歩行者」を「横断歩行者等」に、

「第十二節 整備不良車両の運転の禁止等(第六十二條、第六十三條の二)」を「第十二節 整備不良車両の運転の禁止等(第六十二條、第六十三條の二)」に、

「第十三節 自転車等の交通方法の特例(第六十三條の三、第六十三條の四)」に、

「雇用者等」を「使用者」に改める。

第二条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 自転車横断帯 道路標識等により自転車の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分

第二条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 自転車 ベダル又はハンド・クラシクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車(レールにより運転する車を除く)であつて、身体障害者用の車いす及び小児用の車以外のものをいう。

第二条第三項第二号中「二輪の自転車」を「二輪若しくは三輪の自転車」に改める。

第十四条第一項中「携えて」を「携え、又は政令で定める盲導犬を連れて」に改め、同条第二項中「きこえない」を「聞こえない」に、「携えて」を「携

え、又は政令で定める用具を付けた犬を連れて」に改める。

第十七条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

三 二輪又は三輪の自転車(側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く)以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができ

る。

第十七条の付記中「第三項まで及び第五項」を「第四項まで及び第六項」に改める。

第十七条の二を次のように改める。

(軽車両の路側帯通行)

第十七条の二 軽車両は、前条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯 軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く)を通行することができる。

2 前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

(罰則) 第二項については第二百一十一條第一項第五号)

第十七條の三を削る。

第十九條第二項を削り、同条の付記中「第一項については」を削る。

第三十條第三号中「又は横断歩道」を「横断歩道又は自転車横断帯」に改める。

「第六節の二 横断歩行者の保護のための通行方法」を「第六節の二 横断歩行者等の保護のための通行方法」に改める。

第三十八條の見出しを「(横断歩道等における歩行者等の優先)」に改め、同条第一項中「横断歩道に接近」を「横断歩道又は自転車横断帯(以下この条において「横断歩道等」という)に接近」に、「当該横断歩道」を「当該横断歩道等」に、「歩行者がな

いこと」を「歩行者又は自転車(以下この条にお

て「歩行者等」という。）がないことに、「横断歩道により」を「横断歩道等により」に、「歩行者があるとき」を「歩行者等があるとき」に改め、同条第二項中「横断歩道」を「横断歩道等」に、「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条第三項中「横断歩道」を「横断歩道等」に改める。

第三十九条第一項中「消防自動車、救急自動車その他」を「消防用自動車、救急用自動車その他の」に、「第十七条第四項」を「第十七条第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第四十一条第一項中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に、同条第四項中「もつぱら」を「専ら」に、「第十七条第三項及び第五項」を「第十七条第四項及び第六項」に改める。

第四十一条の二第二項中「附近」を「付近」に、「消防自動車」を「消防用自動車」に改め、同条第四項中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に、「並びに第四十条第一項」を「第四十条第一項、第六十三条の六並びに第六十三条の七」に改める。

第四十四条第一号中「横断歩道」の下に、「自転車横断帯」を加え、「附近」を「付近」に改め、同条第三号中「横断歩道」の下に「又は自転車横断帯」を加える。

第五十条第二項中「横断歩道」の下に、「自転車横断帯」を加える。

第五十一条第八項中「五千元」を「一万円」に、「一日当たり三千元をこえない」を「一時間当たり五百円を超えない」に改める。

第五十二条第一項中「この条の下に」及び第六十三条の九第二項を加える。

第六十二条の付記中「同条第二項」の下に、「第二百二十条第一項第八号の二、同条第二項」を加える。

の節において「普通自転車」という。は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

(罰則 第二百一十一條第一項第五号)

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 普通自転車は、第十七条第一項の規定にかかわらず、道路標識等により通行することができるとされている歩道を通行することができる。

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

(罰則 第二項については第二百一十一條第一項第五号)

(普通自転車の並進)

第六十三条の五 普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第十九条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が三台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

(自転車の横断の方法)

第六十三条の六 自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近において、その自転車横断帯によつて道路を横断しなければならない。

(交差点における自転車の通行方法)

第六十三条の七 自転車は、前条に規定するもののほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第十七条第四項並びに第三十四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該自転車横断帯を進行しなければならない。

2 普通自転車は、交差点又はその手前の直近において、当該交差点への進入の禁止を表示する道路標識があるときは、当該道路標識を越えて当該交差点に入つてはならない。

(自転車の通行方法の指示)

第六十三条の八 警察官等は、第六十三条の六若しくは前条第一項の規定に違反して通行している自転車の運転者に対し、これらの規定に定める通行方法により当該自転車を通行させ、又は同条第二項の規定に違反して通行している普通自転車の運転者に対し、当該普通自転車を歩道により通行させるべきことを指示することができる。

(罰則 第二百一十一條第一項第四号)

(自転車の制動装置等)

第六十三条の九 自転車の運転者は、総理府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

2 自転車の運転者は、夜間(第五十二条第一項後段の場合を含む)、総理府令で定める基準に適合する反射器を備えていない自転車を運転してはならない。ただし、第五十二条第一項前段の規定により尾灯をつけている場合は、この限りでない。

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第八号の二、同条第二項)

「第四章 運転者及び雇用者等の義務」を「第四章 運転者及び使用者等の義務」に改める。

第六十六條の付記中「第二百一十八條第一項第三号」を「第二百一十七條の二第一号の二、第二百一十八條第一項第三号」に改める。

第六十八條及び第六十九條を次のように改める。

(共同危険行為等の禁止)

第六十八條 二人以上の自動車又は原動機付自転車の運転者は、道路において二台以上の自動車又は原動機付自転車を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく道路

における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(罰則 第二百一十八條第一項第三号の二)

第六十九條 削除

第七十一条第二号中「目が見えない者」を「身体障害者用の車いすが通行しているとき、目が見えない者が第十四条第一項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき」に、「きこえない」を「聞こえない」に、「第十四条第二項」を「同条第二項」に、「同条第一項若しくは第二項」を「同項」に改める。

第七十一条の三の見出し中「自動二輪車」を「自動二輪車等」に改め、同条第一項中「政令で定める道路の区間においては」を削り、同条第二項中「道路標識等により指定された」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶつて原動機付自転車を運転するように努めなければならない。

第七十一条の三に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の乗車用ヘルメットの基準は、総理府令で定める。

第七十一条の三に付記として次のように加える。

(罰則 第三項については第二百二十条第一項第九号)

「第三節 雇用者等の義務」を「第三節 使用者の義務」に改める。

第七十四條を次のように改める。

(車両等の使用者の義務)

第七十四條 車両等の使用者は、その者の業務に關し当該車両等を運転させる場合には、当該車両等の運転者及び安全運転管理者、副安全運転管理者その他当該車両等の運行を直接管理する地位にある者に、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する車両等の安全な運転に關する事項を遵守せしめるように努めなければならない。

い。

2 消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車の使用者は、当該自動車の運転者に対し、当該自動車の安全な運転を確保するために必要な教育を行うように努めなければならない。

第七十四条の二の見出しを「(安全運転管理者等)」に改め、同条第七項中「安全運転管理者」を「安全運転管理者等」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「安全運転管理者」を「安全運転管理者等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「安全運転管理者」を「安全運転管理者等」に、「次条第一項の規定に違反したとき」を「第一項又は第二項の規定に違反したとき」と改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「安全運転管理者」の下に「又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「業務を除く」の下に「第九項において同じ」を加え、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、総理府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について総理府令で定める要件を備える者のうちから、総理府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。

第七十四条の二に次の一項を加える。

9 公安委員会は、安全運転管理者が選任されている自動車の使用の本拠について、自動車の安全な運転に必要な業務の推進を図るため必要があるとき、当該安全運転管理者を選任している自動車の使用者又は当該安全運転管理者に対し、必要な報告又は資料の提出を命ずることができる。

第七十四条の二の付記中「及び第三項」を、「第

二項及び第四項」に、「第二項」を「第三項」に改める。

第七十五条を次のように改める。
(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 自動車の使用者(安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。)は、その者の業務に關し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一 第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けている者(第八十七条の二の規定により国際運転免許証で自動車を運転することができるとされている者を含む。以下この項において同じ。)でなければ運転することができないこととされている自動車を当該運転免許を受けている者以外の者(第九十条第三項、第九十三条第二項若しくは第四項又は第九十三条の二第一項の規定により当該運転免許の効力が停止されている者を含む)が運転すること。

二 第二十二條第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

三 第六十五條第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

四 第六十六條の規定に違反して自動車を運転すること。

五 第八十五條第五項若しくは第六項の規定に違反して大型自動車を運転し、同条第七項の規定に違反して普通自動車を運転し、又は同条第八項の規定に違反して自動二輪車を運転すること。

六 第五十七條第一項の規定に違反して積載をして自動車を運転すること。

2 自動車の使用者等が前項の規定に違反し、当該違反により自動車の運転者が同項各号のいずれかに掲げる行為をした場合において、自動車の使用者がその者の業務に關し自動車を使用する

ることが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、当該違反に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該自動車の使用者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該違反に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による命令をしよとする場合において、当該命令に係る自動車の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者又は通運事業法の規定による通運事業者であるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならない。

4 公安委員会は、第二項の規定による命令をしよとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、当該命令に係る自動車の使用者に対し、命令をしよとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 聴聞に際しては、当該命令に係る自動車の使用者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

6 聴聞を行う場合において、必要があると認めるときは、公安委員会は、道路交通に関する事項に關し専門的知識を有する参考人又は当該事案の關係人の出頭を求め、これらの者からその意見又は事情を聴くことができる。

7 公安委員会は、当該命令に係る自動車の使用者又はその代理人が正当な理由がなく出頭しないとき、又は当該命令に係る自動車の使用者の所在が不明であるため第四項の通知をすることができず、かつ、同項後段の規定による公示をした日から三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、同項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第二項の規定による命令をすることができる。

8 第四項から前項までに定めるもののほか、聴聞の実施について必要な事項は、政令で定める。

9 公安委員会は、第二項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた自動車の使用者に対し、運転し、又は運転させてはならないこととなる自動車の番号標の番号その他の総理府令で定める事項を記載した文書を交付し、かつ、当該自動車の前面の見やすい箇所に総理府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

10 前項の規定により標章をはり付けられた自動車を買い受けた者その他当該自動車の使用について権限を有する第三者は、総理府令で定めるところにより、公安委員会に対し、当該標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、当該標章を取り除かなければならない。

11 何人も、第九項の規定によりはり付けられた標章を破損し、又は汚損してはならず、また、当該自動車に係る運転の禁止の期間を経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。

(罰則 第一項第一号、第二号及び第五号については第八十八條第一項第三号の三、第九十二条第二号、第九十九條第一項第十一号、第一百二十三条 第一項第四号については第九十七條の二第三号、第一百八十八條第一項第三号の三、第一百二十三条 第一項第六号については第九十九條第一項第十二号、第一百二十三条 第二項については第九十九條第一項第十二号の二、第一百二十三条 第十一項については第一百二十一条第一項第九号)

第七十五條の三「(自動車専用道路の下に「(以下「高速自動車国道等」という。)」を加え、同条の付記中「第九十九條第一項第十二号の二」を「第九十九條第一項第十二号の三」に改める。
第七十五條の八第一項中「高速自動車国道又は自動車専用道路」を「高速自動車国道等」に改め

る。

第七十五條の十及び第七十五條の十一を次のように改める。

(自動車運轉者の遵守事項)

第七十五條の十 自動車運轉者は、高速自動車国道等において自動車を運轉しようとするときは、あらかじめ、燃料、冷却水若しくは原動機オイルの量又は貨物の積載の状態を点検し、必要がある場合においては、高速自動車国道等において燃料、冷却水若しくは原動機オイルの量の不足のため当該自動車を運轉することができなくなることを又は積載している物を転落させ、若しくは飛散させることを防止するための措置を講じなければならない。

2 自動車の運轉者は、高速自動車国道等において自動車を運轉するときは、当該自動車に備えられている座席ベルトを装着し、及び当該自動車に乗車している他の者に装着させるように努めなければならない。

(罰則 第一項については第百十九條第一項第十二号の四、同條第二項)

(故障等の場合の措置)

第七十五條の十一 自動車の運轉者は、故障その他の理由により本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線(以下「本線車道等」という。)又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において当該自動車を運轉することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、当該自動車に故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならない。

2 自動車の運轉者は、故障その他の理由により本線車道等において運轉することができなくなつたときは、速やかに当該自動車を本線車道等以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則 第一項については第百二十條第一項第十二号の二)

第八十五條中第七項を第九項とし、第六項の次に

第一類第二号

地方行政委員會議録第十号 昭和五十三年四月七日

に次の二項を加える。

7 普通免許を受けた者で、大型免許、普通免許又は大型特殊免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める普通自動車を運轉することはできない。

8 二輪免許を受けた者で、二輪免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める自動二輪車を運轉することはできない。

第八十五條の付記中「及び第六項」を「から第八項まで」に改める。

第八十七條第五項中「行なう」を「行う」に、「三月」を「六月」に改める。

第百三條の二第二項第二号中「第百七條の二第一号」の下に「若しくは第一号の二又は第百十八條第一項第一号若しくは第五号」を加え、同項第三号中「第百十八條第一項第一号から第三号まで若しくは第五号」を「第百十八條第一項第二号若しくは第三号」に改める。

第百六條中「若しくは同項ただし書、同條第三項」を「第百一條第二項前段若しくは第百一條の二第三項前段の規定により免許証の更新をし、若しくは第九十條第一項ただし書、第三項」に改める。

第百七條の二中「第百七條の五第一項の規定により、若しくは同條第八項において準用する第百三條第四項の規定により、又は第百七條の五第九項において準用する第百三條の二第一項の規定により自動車等の運轉を禁止されている者」を「第八十八條第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する者」に改める。

第百八條の二第二項第一号中「安全運轉管理者」を「安全運轉管理者等」に改め、同條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 公安委員会は、前項各号に掲げるもののほ

か、車両の運轉に関する技能及び知識の向上を図るため車両の運轉者に対する講習を行うように努めなければならない。

第百八條の三の見出し中「雇用者」を「使用者」に改め、同條中「当該車両等の運轉者の雇用者」を「当該違反に係る車両等の使用者」に、「当該雇用者」を「当該車両等の使用者」に改め、同條を第百八條の四とし、第百八條の二の次に次の一項を加える。

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)
第百八條の三 道路運送車両法第五十八條第一項、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五條又は自動車保管場所の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第四十五号)第五條第一項若しくは第二項の規定は、第九十條第一項ただし書若しくは第三項、第百三條第二項第二号、第百六條、第百七條の五第一項第二号又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

第百十條の二第三項中「第四号」の下に、「第四号の二」を加え、「第十七條第三項、第四項第五号若しくは第五項、第十七條の三第一項」を「第十七條第四項、第五項第五号若しくは第六項」に、「又は第二十三條」を「第二十三條、第六十三條の四第一項又は第六十三條の七第二項」に、「第十七條第五項」を「第十七條第六項」に、「こえる」を「超える」に、「行なおう」を「行おう」に、「第十七條の三第一項及び第二十二條第一項」を「第二十二條第一項及び第六十三條の四第一項」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に、「行なう」を「行う」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同條第四項中「高速自動車国道又は自動車専用道路」を「高速自動車国道等」に、「第十七條第四項第四号」を「第十七條第五項第四号」に、「行なおう」を「行おう」に改める。

第百十二條第五項中「千五百円」を「三千円」に、「五百円をこえない」を「千円を超えない」に改める。

第百十四條の三中「高速自動車国道又は自動車専用道路」を「高速自動車国道等」に、「行なわ

せ」を「行なわせず」に改める。
第百十四條の四第一項中「歩行者」の下に「又は自転車」を加え、「行なわせず」を「行なわせない」に改める。

第百十七條の二第二号の次に次の一号を加える。
一の二 第六十六條(過勞運轉等の禁止)の規定に違反した者(麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)第三條の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運轉ができな

いおそれがある状態で車両等を運轉した者に限る。)

第百十七條の二第二号中「(車両等の運行を管理する者の義務)第一項第二号」を「(自動車の使用者の義務等)第一項第三号」に、「車両等」を「自動車」に改め、同條に次の一号を加える。
三 第七十五條(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反して、第一号の二に規定する状態で自動車を運轉することを命じ、又は容認した者

第百十八條第一項第一号中「第百七條の五第一項の規定により、若しくは同條第八項において準用する第百三條第四項の規定により、若しくは第百七條の五第九項において準用する第百三條の二第一項の規定により自動車等の運轉を禁止されている場合」を「第八十八條第一項第五号から第七号までのいずれかに該当している場合」に、「こえて」を「超えて」に改め、同項第三号中「違反した者」の下に「(第百十七條の二第一号の二の規定に該当する者を除く。)」を加え、同項第三号の二を次のように改める。

三の二 第六十八條(共同危険行為等の禁止)の規定に違反した者

第百十八條第一項第三号の二の次に次の一号を加える。
三の三 第七十五條(自動車の使用者の義務等)第一項第一号、第二号、第四号又は第五号の

規定に違反した者(第百十七条の二第三号の規定に該当する者を除く。)

第百十八条第一項第五号中「又は第六項」を「から第八項まで」に改める。

第百十九条第二号中「横断歩道における歩行者」を「横断歩道等における歩行者等」に改め、同項第二号の二中、第二項、第三項若しくは第五項、第十七条の二(自転車道の通行区分)第一項を「から第四項まで若しくは第六項」に改め、同項第五号中「違反」の下に「して車両等(軽車両を除く。を)を運転させ、又は運転」を加え、同項第十一号を削り、同項第十一号の二中(車両等の運行を管理する者の義務)第一項第二号を「(自動車及び車両等(軽車両を除く。を)を「自動車」を」に改め、同項第十一号とし、同項第十二号の二を第十二号の三とし、同項の次に次の一号を加える。

十二の四 第七十五条の十(自動車の運転者の遵守事項)第一項の規定に違反し、本線車道等において当該自動車を運転することができなくなつた者又は当該自動車を積載している物を当該高速自動車国道等に転落させ、若しくは飛散させた者

第百十九条第一項第十二号中(車両等の運行を管理する者の義務)第一項第五号を「(自動車の使用者の義務等)第一項第六号」に改め、同項の次に次の一号を加える。

十二の二 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第二項の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

第百十九条第二項中「又は第九号」を、第九号又は第十二号の四に改める。

第百二十条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第六十二(整備不良車両の運転の禁止)の規定に違反して軽車両を運転させ、若しくは運転した者又は第六十三(九)(自動車の制動装置等)第一項の規定に違反した者

第百二十条第一項第九号中「第六号」の下に「第七十一(三)(自動二輪車等の運転者の遵守事項)第三項」を加え、同項第十一号の三(安全運転管理者等)第一項を「(安全運転管理者等)第一項若しくは第二項」に、「同条第三項」を同条第四項に改め、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 第七十五条の十一(故障等の場合の措置)第一項の規定に違反した者

第百二十条第二項中「第八号」の下に「第八号の二」を加える。

第百二十一(四)第一項第四号中「指示」の下に「又は第六十三(八)(自転車の通行方法の指示)」を加え、同項第五号中「自転車の通行区分」を「軽車両の歩道通行等」に改め、「第十七条の三(自転車の歩道通行等)第三項」を削り、「禁止」第一項を「禁止」に改め、「第四項」の下に「第六十三(三)(自転車道の通行区分)第六十三(四)(普通自転車の歩道通行)第二項」を加え、同項第九号中「第七項」の下に「第七十五(五)自動車の使用者の義務等」第十一項を加え、同項第九号の二(安全運転管理者)第二項を「(安全運転管理者等)第三項」に改める。

第百二十三(三)中「第百十七(二)第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、「第百十八(一)第一項第三号の二」を「第百十八(一)第一項第三号の三」に改め、「第十一号の二」を削り、「第十一号」の下に「第十二号の二」を加える。

第百二十五(五)第二項第一号中「若しくは第六項」を「から第八項まで」に、「大型自動車」を「自動車」に改め、同項第三号中「酒に酔つた状態」の下に「第百十七(七)の二第一号の二に規定する状態」を加える。

別表中「別表」を「別表(第百二十五(五)条、第百三十(五)条の二関係)」に、「あたる」を「当たる」に、「こえる」を「超える」に、「若しくは第十五号」を「第十二号の四若しくは第十五号」に、「又は第六号」を「若しくは第六号又は第七十一(三)第三項」に改め、「第十二号」の下に「第十二号の二」を加える。

附則

1 この法律は、昭和五十三年十二月一日から施行する。ただし、第八十五(五)条の改正規定、第百十八(一)第一項第五号の改正規定及び第百二十五(五)条第二項第一号の改正規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 昭和五十四年三月三十一日までの間は、改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第七十五(五)条第一項第五号中「大型自動車」を「大型自動車」に改め、同条第七(七)項の規定に違反して普通自動車(軽自動車又は同条第八(八)項の規定に違反して自動二輪車を運転することとする)とあるのは、「大型自動車」を「大型自動車」に改める。

3 この法律の施行前に改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第七十四(四)条の二第三項の規定によりされた解任命令は、新法第七十四(四)条の二第四項の規定による解任命令とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第八十七(一)第一項の規定により受けている仮運転免許の有効期間は、新法第八十七(一)第五項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に係る運転免許を受けた者(国際運転免許証を所持する者を含む。)に対する警察署長による運転免許の効力の停止(自動車等の運転の禁止を含む。)については、新法第八十三(三)条の二第一項第二号及び第三号(新法第八十七(五)条の五第九項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為については、新法第八十八(三)条の三の規定は、適用しない。

7 この法律(附則第一項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 この法律(附則第一項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行前にした反則行為については、新法第百二十五(五)条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七(一)第一項第二号中「第百十七(二)第一号」の下に「若しくは第一号の二又は第百十八(一)第一項第一号若しくは第五号」を加え、同項第三号中「第百十八(一)第一項第一号から第三号まで若しくは第五号」を「第百十八(一)第一項第二号若しくは第三号」に改める。

理由

最近における道路交通の実情にかんがみ、交通事故を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路交通に起因する障害の防止に資するため、身体障害者の通行の保護及び自転車の通行の安全の確保に関する規定を整備し、自動二輪車等の運転者の遵守事項及び高速自動車国道等における運転者の遵守事項に関する規定を整備し、その他交通安全に関する規定を合理化するとともに、副交通安全管理官の設置等交通安全管理の強化に関する規定を整備し、行政処分制度に関する規定を整備し、その他運転者対策の推進を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年(昭和四十一年)度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年(昭和四十一年)度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年(昭和四十一年)度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年(昭和四十一年)度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年(昭和四十一年)度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年(昭和四十一年)度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年(昭和四十一年)度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年(昭和四十一年)度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年(昭和四十一年)度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年(昭和四十一年)度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年(昭和四十一年)度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年(昭和四十一年)度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年(昭和四十一年)度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年(昭和四十一年)度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年(昭和四十一年)度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年(昭和四十一年)度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「死亡」を「在職中死亡の場合の死亡」に、「第六条の二」を「第六条の三」に改める。

第六条の二第二項中「この項」を「次条まで」に改め、同項第二号中「及び第十條の二第二項第二号ロ」を「次条第一項第二号、第十條の二第二項第二号ロ及び第十條の三第一項第二号ロ」に改め、同条第十二項中「及び沖繩の」を「沖繩の」に、「係る年金」を「係る年金を含む。以下同じ。」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十三年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定）

第六條の三 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十二年三月三十一日以前の退職に係る年金（第十二項の規定の適用を受けるものを除く。）で昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ新法の給料年額、退職年金条列の給料年額又は共済法の給料年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、当該年金の改定年金額は、改定前の年金額の計算の基礎となつてゐる組合員期間に基づいて算定するものとし、当該年金の給付事由が生じた日（廃疾年金にあつてはこれを受ける者の退職の日とし、遺族年金にあつてはこれを受ける者に係る組合員の退職の日とする。）以後に新法の規定による退職年金等の額の算定に関する新法又は施行法の規定の改正が行われ、その改正後の規定が当該年金の額の算定について適用されないこととなつてゐるときは、これらの規定に代えて当該給付事由が生じた日

において施行されてゐた新法又は施行法の規定を適用して算定するものとする。

一 昭和五十一年三月三十一日以前の退職に係る年金 当該年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた新法の給料年額、退職年金条列の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加えた額（当該新法の給料年額、退職年金条列の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額とし、その加えた額のうち新法の給料年額に係るものについては、四百五十六万円を限度とする。）

二 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間の退職に係る年金 当該年金の額（その額につき年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとし当該場合の額）の算定の基礎となつた新法の給料年額、退職年金条列の給料年額又は共済法の給料年額（当該退職に係る地方公共団体の給与条列等の給料に関する規定につき昭和五十一年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条列等の給料に関する規定（これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。）の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者（当該改正前の給与条列等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。）に係る年金に於いては、当該退職の日とその者について当該改正後の給与条列等の給料に関する規定が適用されてゐたものとする）の者の年金額の算定の基準となるべき新法の給料年額、退職年金条列の給料年額又は共済法の給料年額）に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加えた額（当該新法の給料年

額、退職年金条列の給料年額又は共済法の給料年額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額）

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額（遺族年金については、その額につき新法第九十三條の五の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合において、第一条第三項後段の規定を準用する。

一 退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間（六十二年）に達しているものに係る年金 六十二年二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間（六十六年）に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 三十一万一千円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間（六十二年）に達しているものに係る年金 六十二年二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の

者で実在職した組合員期間が最短期間（六十六年）に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万一千円

三 遺族年金（新法第九十七條の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。以下第八項までにおいて同じ。）次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間（六十六年）に達しているもの 三十三万七千九百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。） 二十五万三千四百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年未満のもの 十六万九千円

ニ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間（六十六年）に達しているもの 三十一万一千円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（ニに掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の妻（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の

計算の基礎となつた組合員期間のうち実
在職した期間が最短期間年金に達してい
るもの 二十三万三千三百円

へイからホまでに掲げる年金以外の年金
十五万五千五百円

3 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金
を受ける者が妻であり、かつ、次の各号の一
に該当する場合には、同項第三号の規定によ
り算定した額に当該各号に掲げる額を加えた
額をもつて、当該遺族年金の額とする。この
場合においては、第二条の七第三項ただし書
の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 三万六
千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 六
万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当す
る場合を除く。） 二万四千元

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年
金のうち退職年金又は廃疾年金を受ける者が
六十五歳に達したときは、その達した日の属
する月の翌月分以後、その額を、同項の規定
に準じて改定する。

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年
金のうち遺族年金を受ける者が昭和五十三年
四月一日から同月三十日までの間に六十歳に
達したとき（遺族である子を有する妻が六十
歳に達したときを除く。）は、同年五月分以
後、その額を、同項（遺族年金を受ける者が
妻であり、かつ、遺族である子を有しない者
である場合には、同項及び第三項）の規定に
準じて改定する。

6 次の各号に掲げる遺族年金については、第
一項から第三項まで又は前項の規定により改
定された額（その額につき新法第九十三条の
五又は第三項（前項の規定によりこれに準ず
ることとされる場合を含む。）の規定の適用が
あつた場合には、その額からこれらの規定に
より加算された額に相当する額を控除した

額）が当該各号に掲げる額に満たないとき
は、昭和五十三年六月分以後、その額を、当
該各号に掲げる額に改定する。この場合にお
いては、第一条第三項後段の規定を準用す
る。

一 六十歳以上の者又は遺族である子を有す
る六十歳未満の妻が受ける年金でその年金
の額の計算の基礎となつた組合員期間のう
ち実在職した期間が最短期間年金に達して
いるもの 三十六万円

二 六十歳以上の者又は遺族である子を有す
る六十歳未満の妻が受ける年金でその年金
の額の計算の基礎となつた組合員期間のう
ち実在職した期間が九年以上のもの（前号
に掲げる年金を除く。） 二十七万円

三 六十歳以上の者又は遺族である子を有す
る六十歳未満の妻が受ける年金でその年金
の額の計算の基礎となつた組合員期間のう
ち実在職した期間が九年以上のもの（前号
に掲げる年金を除く。） 十八万円

7 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受け
る者が妻である場合には、次の各号のいずれ
に該当するかに応じ、同項の規定により算定
した額に当該各号に掲げる額を加えた額をも
つて、当該遺族年金の額とする。この場合に
おいては、第二条の七第三項ただし書の規定
を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 四万八
千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 七
万二千元

三 六十歳以上である場合（前二号に該当す
る場合を除く。） 三万六千元

8 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年
金のうち遺族年金を受ける者が昭和五十三年
六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族で
ある子を有する妻が六十歳に達したときを除
く。）は、その達した日の属する月の翌月分以

後、その額を、第六項（遺族年金を受ける者
が妻であり、かつ、遺族である子を有しない
者である場合には、前二項）の規定に準じて
改定する。

9 第一条第五項の規定は、前各項の規定の適
用を受ける年金の額の改定について準用す
る。

10 第二項から第八項までの規定は、地方公務
員共済組合の組合員であつた者に係る新法の
規定による退職年金等（新法第九十七条の二
の規定の適用を受ける遺族年金を除く。）のう
ち昭和五十二年四月一日以後の退職に係る年
金で昭和五十三年三月三十一日において現に
支給されているものの額の改定について準用
する。

11 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退
職年金等（次項の規定の適用を受けるものを
除く。）で昭和五十三年三月三十一日におい
て現に支給されているものについて準用する。
この場合においては、第一条第六項後段の規
定を準用する。

12 沖繩の退職年金等で昭和五十三年三月三十
一日において現に支給されているものについ
ては、その額を、第一項から第九項まで及び
前項の規定に準じ政令で定めるところにより
改定する。

第十條の二第四項中「含む。」の下に「以下
「沖繩の通算退職年金等」という。」を加え、同
條の次に次の一條を加える。

（昭和五十三年度における通算退職年金及び
通算遺族年金の額の改定）

第十條の三 地方公務員共済組合の組合員であ
つた者に係る新法の規定による通算退職年金
のうち、昭和五十二年三月三十一日以前の退
職に係る年金（第四項の規定の適用を受ける
ものを除く。第三項において「昭和五十二年
三月三十一日以前の通算退職年金」という。）
で昭和五十三年三月三十一日において現に支
給されているものについては、同年四月分以

後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額
を二百四十で除し、これに当該通算退職年金
に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改
定する。

一 四十三万三千二百二十四円

二 通算退職年金の仮定給料（次のイ又はロ
に掲げる当該通算退職年金の区分に応じそ
れぞれイ又はロに掲げる額をいう。）の千分
の十に相当する金額に二百四十を乗じて得
た額

イ 昭和五十一年三月三十一日以前の退職
に係る通算退職年金 当該通算退職年金
に係る前条第一項第二号に規定する通算
退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た
額に一・〇七を乗じ、これに千三百円を
加えた額（その乗じて得た額が四百十九
万八千五百七十二円以上であるときは、
その乗じて得た額に二十九万五千二百円
を加えた額とし、四百五十六万円を限度
とする。）を十二で除して得た額

ロ 昭和五十一年四月一日から昭和五十二
年三月三十一日までの間の退職に係る通
算退職年金 当該通算退職年金の額の算
定の基礎となつた給料（当該退職に係る
地方公共団体の給与条例等の給料に關す
規定につき昭和五十一年度において改正
が行われた場合において、当該改正後の
給与条例等の給料に關する規定（これに
準じ又はその例によることとされる場合
を含む。以下この号において同じ。）の適
用を受けなかつた一般職の職員であつた
者（当該改正前の給与条例等の給料に關
する規定の適用を受けていた者に限る。）
に係る通算退職年金については、当該退
職の日（その者について当該改正後の給
与条例等の給料に關する規定が適用され
ていたとしたならばその者の通算退職年
金の額の算定の基準となるべき給料）に
十二を乗じて得た額に一・〇七を乗じ、

これに千三百円を加えた額(その乗じて得た額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その乗じて得た額に二十九万五千二百円を加えた額)を十二で除して得た額

2 第七条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第十條の三第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十三年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十條の三第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十條の三第一項に」と、「昭和五十一年改正前の新法別表第三」とあるのは「新法別表第三(昭和五十一年九月三十日以前に退職した者については、昭和五十一年改正前の新法別表第三)」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十條の三第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第十條の三第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。

3 昭和五十一年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 沖繩の通算退職年金等で昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第十一条中「第六條の二」を「第六條の三」に改める。

第十三條の四の次に次の一条を加える。

(昭和五十三年度における地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第十三條の五 地方議会議員であつた者に係る新法の規定による地方議会議員の退職年金等のうち昭和五十一年五月三十一日以前の退職に係る年金及び地方議会議員であつた者に係る施行法第四十二條の二に規定する互助年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和五十一年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額(同日において適用されていた地方議会議員共済会の定款で定め

る標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十一年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額(その額が、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第四十二條の三第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として自治省令で定める額とする。)に二・九を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。)に二・九を乗じて得た額を新法第六十一條第二項に規定する標準報酬月額とみなし、新法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一條第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 施行法第四十二條の三第三項又は第四項の規定により支給される年金たる共済給付金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第十九條中「第十條の二」を「第十條の三」に改める。

に改める。

附則第十條中「第四條から第十五條まで」を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二條 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二號)の一部を次のように改正する。

第九十三條の三第一項中「次の各号」を「次の各号の一」に改める。

第九十三條の五第一項中「次の各号」を「次の各号の一」に、「三万六千円」を「四万八千円」に、「六万円」を「七万二千元」に、「二十四千円」を「三万六千円」に改める。

第九十四條第三項中「三十六万円」を「三十八万円」に改める。

第九十四條の二第六項第二号中「復帰組合員が」の下に「公務傷病によらないで」を加える。

第九十四條第四項中「三十六万円」を「三十八万円」に改める。

第二百二十條中「行なう」を「行う」に、「この章に規定する」を「この法律に規定する団体共済組合の」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

附則第三條の二及び第四十條の二中「四年」を「六年」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三號)の一部を次のように改正する。

第三條の三第一項第二号及び第五号中「昭和五十二年法律第二十六號」を「昭和五十三年法律第二十一號」に改める。

第十一條第十項中「五年」を「十三年」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項中「第十項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を削る。

第十二條第一項第一号中「同法同条」を「同条」に、「第十三項」を「第十一項」に改め、

同項第二号及び第三号中「同法同条同項」を「同項」に、「及び第十項から第十三項まで」を「第十項及び第十一項」に改め、同条第二項中「同法同条同項」を「同項」に改める。

第二十七條第七項中「五年」を「十三年」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「第十一條第十二項及び第十三項」を「第十一條第十一項」に、「第十一條第十二項中「第十項各号」」を「同項中「前項各号」」に改め、「同条第十三項中「第十項各号」」とあるのは「第二十七條第八項の規定により読み替えて適用される同条第一項各号」と、「第十一項」とあるのは「同条第八項」とを削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

第三十八條第二項中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「五年」を「十三年」に改め、「三分の一」の下に「に相当する金額」を加え、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とする。

第三十九條中「第七項」を「第五項」に改める。

第四十一條第一項第一号中「ない場合」の下に「又は扶養遺族が一人である場合」を加え、「七十二万円」を「八十五万二千円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「七十五万六千円」を「八十七万六千円」に改め、同項を同項第二号とし、同条第二項中「七十二万円」とあり、「七十三万二千円」とあり、及び「七十五万六千円」とあるのは、「六十九万六千円」を「八十五万二千円」とあり、及び「八十七万六千円」とあるのは、「八十四万四千円」に改め、同条第三項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に改める。

第五十七條第二項中「同法」を「法律第五十五號」に改め、同条第三項各号列記以外の部

分中「又は第十一項を削り、これらの規定を「同項の規定」に改め、同項第一号中「同法による」を「法律第百五十五号による」に改め、同項第二号中「附則第三十九条 同法」を「附則第三十九条、法律第百五十五号」に改め、同条第四項中「同法」を「法律第百五十五号」に改め、同条第六項及び第七項中「第三十八条第七項」を「第三十八条第五項」に改める。

第五十八条中「第五十八条に」を「次条に」に改める。

第五十九條第二項中「及び第十項から第十三項まで」を、「第十項及び第十一項」に改める。

第六十八條第一項中「こえる」を「超える」に改め、同條第二項中「から第六項まで」を「及び第四項」に改め、同條第三項中「五年」を「十三年」に改め、同條第四項を削り、同條第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項を削る。

第七、六条第二項中「から第五項まで」を「及び第四項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同条第三項中「五年」を「十三年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第六十八條第五項及び第六項」を「第六十八條第四第四項」に、「同條第五項」を「同條第四項」に、「第三項」を「前項」に改め、「同條第六項中「第一項第一号」とあるのは「第七十六條第四第四項の規定により読み替えて適用される同條第一項第一号」と、「第四項」とあるのは「同條第四第四項」とを削り、同項を同條第四項とする。

第八十三條第二項中「第七項」を「第五項」に、「前項」とあるのは「第八十三條第二項において準用する前項」と、「同項各号」とあるのは「同項第一号」と、同條第五項中「第三項各号」とあるのは「第八十三條第二項において準用する第三項第一号」と、同條第六項中「第三項各号」とあるのは「第八十三條第二項において準用する第三項第一号」と、「第四項」とあるのは「同條第二項において準用する第四項」を、「前項各号」とあるのは「第八十三條第二項に

第八十三条の二第一項中「第七項」を「第五項」に改める。

第八十六条中「第六十七条第二項」を「前項」に改める。

第九十條第二項中「こえる」を「超える」に、「こえ」を「超え」に改め、同條第二項中「五年」を「十三年」に改め、同條第三項を削り、同條第四項中「算定した金額」の下に「(前項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定により算定した金額)」を加え、同項第一号中「同法による」を「法律第百五十五号による」に、「又は同法」を「又は法律第百五十五号による改正前の恩給法」に改め、同項第二号中

「同法」を「法律第百五十五号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第九十条第一項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「こゝを」を「超える」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「その者が第五項」を「その者が第四項」に、「その者を第五項において準用する同条第五項」を「その者を同項」に改め、同項を同条第七項とする。

第九十七條第一項第二号中「こえ」を「超え」に改め、同条第三項中「が五年」を「が十年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項項を同条第四項とし、同条第六項中「第九十條第七項から第九項まで」を「第九十條第六項及び第七項に」、同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第八項中「第一項第一号の期間で十二年」とあるのは「第九十七條第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号の期間で十五年」と、「第三項」とあるのは「同条第四項」と、同条第九項中「第五項において準用する第五十七條第五項」とあり、及び「第五項項において準用する同条第五項」とあるのは「第九十七條第五項」を「同条第七項中「第四項において準用する第五十七條第五項」とあるのは「

「第九十七条第四項」に改め、同項を同条第五項とする。

第四百条第二項中「第七項まで」を「第五項まで」に、「前項」とあるのは「第四百四条第二項において準用する前項」と、「同項各号」とあるのは「同項第一号」と、同条第五項中「第三項各号」とあるのは「第四百四条第二項において準用する第三項第一号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第四百四条第二項において準用する第三項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第二項において準用する第四項」を「前項各号」とあるのは「第四百四条第二項において準用する前項第一号」に改める。

第百四条の二第一項中「第四項及び第六項」を「第三項及び第五項」に、「第七項まで」を「第五項まで」に改める。

第百十一条第一項中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「第十三項」を「第十二項」に改める。

第百十九條の二第二項中「第七項まで」を「第五項まで」に改める。

第百二十一條中「第百十條第二項」を「前項」

に改める。

第二百二十九条の二第一項中「第十条第一項中「又は前二条」とあるのは「若しくは新法第四百四十条の二第四項又は前二条」と、同項第一号中「除いた期間」とあるのは「を」第十條第一項第一号中「除いた期間」とあるのは、「に改める。

第四百四十三条の三第三項中「五年」を「十三年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第四百十三條の十第三項中「五年」を「十三年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第四百十三條の三五項及び第六項」を「第四百十三條の三第四項」に、「第四百十三條の三五項」中「第三項」を「同項中「前項」」に改め、「同条第六項中「第四項」とあるのは「第四百十三條の十第四項」とを削り、同項を同条第四項とする。」

第百四十三條の十三第三項中「第七項」を「第五項」に、「前項」とあるのは「第百四十三條の十三第三項において準用する前項」と、「同項各号」とあるのは「同項第二号」と、同条第五項中「第三項各号」とあるのは「第百四十三條の十三第三項において準用する第三項第二号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第百四十三條の十三第三項において準用する第三項第二号」と、「第四項」とあるのは「同条第三項において準用する第四項」を「前項各号」とあるのは「第百四十三條の十三第三項において準用する前項第二号」に改める。

第四百十三條の十四中「第七項」を「第五項」に改める。

別表第二中「二、四八五、四〇〇円」を「二、七二二、四〇〇円」に、「一、六二八、四〇〇円」を「一、七九三、四〇〇円」に、「一、〇八五、四〇〇円」を「一、二一一、四〇〇円」に改め、同表の備考三中「十二万円」を「十五万円」に改め、同表の備考三中「八万四千円」を「九万六千円」に、「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「五万四千円」を「六万円」に改める。

附
則

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中地方公務員等共済組合法第九十三条の五第一項の改正規定及び第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の改正規定（同法第三条の三第一項第二号及び第五号、第四十一条、第二百九条の二第一項並びに別表第二の改正規定を除く。）並びに次条及び附則第四条の規定 昭和五十三年六月一日

二 第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三条の三第一項第二号の改正規定 昭和五十三年十月一日

(遺族年金に係る加算に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第九十三条の五第一項（改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

（掛金の標準となる給料に関する経過措置）

第三条 改正後の法第二百四十三条第三項及び第二百四十四条第四項の規定は、昭和五十三年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

（長期在職者の老齢加算等に関する経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十一条第十項及び第十二条第一項及び第二項、第二十七條第七項から第九項まで、第三十八條第三項から第六項まで、第三十九條、第五十七條第三項、第六項及び第七項、第五十九條第二項、第六十八條第二項から第四項まで、第七十六條第二項から第四項まで、第八十三條第二項、第八十三條の二第一項、第九十條第二項から第七項まで、第九十七條第三項から第五項まで、第一百四十四條第二項、第一百四十四條の二第一項、第一百四十一条第二項、第一百四十九條の二第一項、第一百四十三條の三第三項及び第四項、第一百四十三條の十三第三項並びに第一百四十三條の十四の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

（公務員等による死亡に際する遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第五条 改正後の施行法第四十一条及び別表第二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和五十三年四月分以後適用する。

2 昭和五十三年四月三十日以前に給付事由が生

じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施行法第四十一条又は別表第二の規定を適用する場合に、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条中「八十五万二千円」とあるのは「七十七万七千円（扶養遺族が一人である場合には、七十八万二千円）」と、「八十七万六千円」とあるのは「八十六万六千円」と、「八十八万四千円」とあるのは「八十七万四千円」と、同表中「二、七二二、四〇〇円」とあるのは「二、六六二、四〇〇円」と、「一、七九三、四〇〇円」とあるのは「一、七四三、四〇〇円」と、「一、二二一、四〇〇円」とあるのは「一、一六一、四〇〇円」と、同表の備考二中「十五万五千円」とあるのは「十二万五千円」とする。

（長期在職者等の退職年金等の最低保障）

第六条 地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。以下「法」という。）の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含むものとし、施行日以後に退職し、又は死亡した組合員（団体共済組合員を含む。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）で次の各号に掲げるものについては、その額（遺族年金については、その額につき法第九十三条の五（法又は施行法において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 法の規定による退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間（団体共済組合員期間を含む。以下同じ。）のうち実在職した期間（以下この号において「実在職した期間」という。）が当該退職年金を受ける最短期間（以下「最短期間」という。）に達しているもの 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものである年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間（以下「最短期間」という。）に達しているもの 四十六万六千五百円

二 法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職した期間」という。）が退職年金の最短期間（以下「最短期間」という。）に達しているもの 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものである年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間（以下「最短期間」という。）に達しているもの 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万一千円

三 法の規定による遺族年金（法第九十七條の二（法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける遺族年金を除く。以下同じ。） 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族（法第一条第一項第三号（法第二百二条において準用する場合を含む。）に規定する遺族をいう。以下同じ。）である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち

一 遺族である子一人を有する場合 三万六千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 六万

ち実在職した期間（以下この号において「実在職した期間」という。）が退職年金の最短期間（以下「最短期間」という。）に達しているもの 三十三万七千九百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のものである（イに掲げる年金を除く。）二十五万三千四百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 十六万九千円

ニ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短期間（以下「最短期間」という。）に達しているもの 三十一万一千円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（ニに掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短期間（以下「最短期間」という。）に達しているもの 二十三万三千三百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円

2 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、同項第三号の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）による扶助料、地方公務員の退職年金に関する条例による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子一人を有する場合 三万六千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 六万

円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 一万四千円

3 法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項の規定に準じて改定する。

4 法の規定による遺族年金を受ける者が施行日から昭和五十三年四月三十日までの間に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。）は、同年五月分以後、その額を、第一項（遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合には、同項及び第二項）の規定に準じて改定する。

5 法の規定による遺族年金の額（法第九十三条の五又は第二項（前項の規定によりこれに準ずることとされる場合を含む。）の規定の適用がある場合には、これらの規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、昭和五十三年六月分（同年六月一日以後に給付事由が生じたものについては、給付事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。

一 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（次号及び第三号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短期間年限に達しているもの 三十六万円

二 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。） 二十七万円

三 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間

が九年未満のもの 十八万円

6 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合には、次の各号のいずれに該当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 四万八千円
二 遺族である子二人以上を有する場合 七万二千元
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 三万六千元

7 法の規定による遺族年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、第五項（遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合には、前二項）の規定に準じて改定する。

8 第一項、第四項、第五項又は前項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は第四項、第五項若しくは前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

（政令への委任）
第七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、寡婦加算の額の引上げ並びに掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げを図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

る理由である。

地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に関する法律案

地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、多数の失業者が発生し、雇用の機会が著しく減少している状況にかんがみ、地方公共団体に対して臨時雇用創出交付金を交付することにより、地方公共団体が行う臨時雇用創出事業の実施を促進し、もつて住民の雇用の安定に寄与することを目的とする。

（臨時雇用創出交付金）

第二条 国は、昭和五十三年から昭和五十五年までの各年度に限り、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、臨時雇用創出交付金を交付する。

（臨時雇用創出交付金の額）

第三条 各都道府県に対して交付する臨時雇用創出交付金の額は、各年度、千円に当該都道府県の人口（当該年度の初日の属する年の三月三十一日における住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている住民の数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。この場合において、当該都道府県の区域における失業の状況等に照らし、特別の配慮をする必要があると認められる都道府県に対しては、予算の範囲内で、政令で定めるところにより算定した額を加算するものとする。

2 各市町村に対して交付する臨時雇用創出交付金の額は、各年度、三千円に当該市町村の人口を乗じて得た額とする。

（臨時雇用創出交付金の交付時期）

第四条 臨時雇用創出交付金は、各年度、六月及び十一月に、各都道府県又は市町村に対して交付すべき額のそれぞれ二分の一に相当する額を交付する。

（臨時雇用創出交付金の使途）

第五条 都道府県及び市町村は、その交付を受けた臨時雇用創出交付金の全額を、当該地方公共団体が雇用機会の創出を旨として臨時に行う事務又は事業（国から負担金又は補助金の交付を受けて行うものを除く。以下「臨時雇用創出事業」という。）に要する費用に充てるものとする。

（臨時雇用創出事業計画）

第六条 都道府県及び市町村は、毎年度、議会の議決を経て、臨時雇用創出事業の実施に関する計画（以下この条において「臨時雇用創出事業計画」という。）を定めるものとする。この場合においては、あらかじめ、臨時雇用創出推進協議会の意見を聴かなければならない。

2 都道府県及び市町村は、臨時雇用創出事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを自治大臣に提出するものとする。

3 前二項の規定は臨時雇用創出事業計画の変更について準用する。

（臨時雇用創出推進協議会）

第七条 都道府県及び市町村に、臨時雇用創出事業に関する重要事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、臨時雇用創出推進協議会を置くものとする。

2 臨時雇用創出推進協議会は、労働団体を代表する者、経済団体を代表する者及び学識経験のある者をもつて組織されるものとする。

（自治大臣の助言）

第八条 自治大臣は、臨時雇用創出事業の実施に関し必要があると認めるときは、地方公共団体に対し助言することができ。

（政令への委任）

第九条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（この法律の失効）
第二条 この法律は、昭和五十六年三月三十一日

限り、その効力を失う。

(自治省設置法の一部改正)

第三条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十八号の二の次に次の一号を加える。

二十八の三 地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に関する法律(昭和五十二年法律第 号)の施行に関する事務を行うこと。

第十二条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に関する法律の施行に関すること。

理由

多数の失業者が発生し、雇用の機会が著しく減少している状況にかんがみ、地方公共団体に対して臨時雇用創出交付金を交付することにより、地方公共団体が雇用機会の創出を旨として臨時に行う事務又は事業の実施を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約四千四百億円の見込みである。

昭和五十三年四月十九日印刷

昭和五十三年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局